

# ハラスメント相談室の設置について

- 近年の本学におけるハラスメント事案は、学生生活・修学に関するものや職場での人間関係に関するもの、精神的な問題に関するものなど様々であり、また、緊急の対応を要する場合もあることから、内容に応じた適切な問題解決・救済に努めるため、平成23年1月より、箱崎地区にハラスメント相談室を設置しています。
- 同相談室には、臨床心理士の有資格者4名を専任職員として配置しており、ハラスメントに関する相談者は、従前からハラスメント相談窓口として各地区に配置している相談員とハラスメント相談室のいずれかに相談できます。

# ハラスメント相談室組織図

H28.4.1

